

業務委託内容説明書

- 1 業務名 令和8年度テレビ電波受信状態調査業務
- 2 業務期間 契約書に示す着手の日から令和9年3月31日まで。
- 3 業務内容
別紙の「テレビ電波受信状態調査委託業務仕様書」による。
 - (1) 調査にあたっては、現地を十分に調査検討のうえ、業務主任と密に連絡をとり、その指示に従って行うものとする。
 - (2) 調査対象建造物の平面図、立面図、現況図、案内図、配置図、その他調査に必要な資料は本市が貸与する。

- 4 委託料
調査施設における障害予測図作成（地上デジタル放送）の単価は次のとおりとする。

金 円

調査施設におけるテレビ電波受信状態調査（地上デジタル放送）の1地点あたりの単価は、次のとおりとする。

金 円

- 5 予定調査数及び総委託料
障害予測図作成
7件 ←年間スケジュールを確認後修正
テレビ電波受信状態調査
80地点（12施設）

委託料	円
消費税等相当額	円
総委託料	円

テレビ電波受信状態調査委託業務仕様書

1 調査業務内容

(1) 障害予測図作成

- ・ 障害発生範囲の計算による予測及び図面作成
- ・ 調査地点の選定

※障害予測図は工事等による外部足場がない状況と外部足場がある状況の2パターンを作成し、双方のパターンを考慮して調査地点を選定すること。

(2) テレビ電波受信状態調査

- ・ 札幌市が指示する調査地点において以下の測定を行うこと。
 - ①地上デジタル放送全チャンネルの受信電波電界強度測定
 - ②地上デジタル放送全チャンネルの画質評価、端子電圧の測定
 - ③地上デジタル放送全チャンネルの受信電波電界状態の解析（シグナルレベルメーターによるビット誤り率の測定、振幅周波数測定波形の観測等）
 - ④地上デジタル放送全チャンネルのテレビ受信画面の撮影
- ・ 周辺建物の分布および周辺受信設備の調査
- ・ その他必要事項

※調査地点について、障害予測図作成で選定された地点だけではなく、本市が必要とする地点を追加する場合がある。

2 調査業務の実施

- ・ 指示書において指定する施設の調査業務を実施すること。
- ・ 調査予定施設は別紙-1のとおり。ただし、対象施設及び地点数は変更となる場合がある。
- ・ 指示書受領後、直ちに承諾書を提出するとともに、指定する期限までに調査業務を実施すること。

3 派遣人員

- (1) 主任技術者
- (2) 測定補助員

4 資格要件

主任技術者は、次の資格のいずれかを有すること。

- (1) 第1級CATV技術者
- (2) CATV総合監理技術者

5 使用機材等

- (1) 測定用車両一式
- (2) アンテナマスト（8m以上）
- (3) 受信アンテナ（UHF14素子全帯域）
- (4) シグナルレベルメーター
- (5) 地上デジタル受信機
- (6) カメラ
- (7) パソコン（受信障害予測計算システム含む）

※急を要する調査に対応できるよう、業務期間中は上記ほか業務に必要な機材等を常備すること。

6 調査業務の報告書（成果品）

各調査業務の完了時、報告書として以下書類を紙媒体で最大2部、及び電子データで提出する。
（提出方法の詳細は業務主任と協議すること）

(1) 障害予測図作成

- ・机上検討報告書
- ・建築物障害予測検討データ
- ・障害予測地域図

(2) テレビ電波受信状態調査

- ・調査結果報告書（総括及び所見）
- ・調査方法
- ・建築物障害予測検討データ
- ・受信状況調査結果表
- ・受信特性調査結果
- ・受信画面・測定位置写真・周辺状況
- ・障害予測地域図

紙媒体の場合は1ファイルにまとめて提出すること。提出部数は各調査業務の発注時に指示する。電子データの場合は、電子記録媒体による提出のほか、電子メールによる提出も可とする。

7 提出書類

提出書類	提出時期	提出方法
(1) 主任技術者指定通知書	契約締結後、業務着手時まで	紙媒体で2部
(2) 承諾書	各調査業務の 指示書受領後、速やかに	紙媒体で2部
(3) 完了届	各調査業務に対する 業務完了後、速やかに	紙媒体で2部

8 その他

- (1) この仕様書に定めるもののほかは、「建造物によるテレビ受信障害調査要領」（一般社団法人日本CATV技術協会）による。その他は業務主任の指示による。
- (2) 調査にあたっては、周囲の住民、歩行者、交通状況等に充分配慮すること。
- (3) 調査結果については他に公表しないこと。
- (4) 本仕様書に疑義が生じた場合は、業務主任と協議すること。